

沖縄県災害時受援計画

令和5年7月

沖縄県

目次

第1章 総則	P. 1
1 策定の目的	
2 沖縄県地域防災計画との関係	
第2章 組織	P. 2
1 基本方針	
2 応援・受援班の組織	
3 応援・受援班の担当業務	
4 応援・受援班の廃止	
5 訓練の実施	
第3章 人的支援の受入れ	P. 4
1 基本方針	
2 本県業務への応援受入れ	
3 被災市町村への応援受入れ	
第4章 救援物資の受入れ	P. 10
1 基本方針	
2 救援物資の受付	
3 物資集積拠点等	
4 必要な救援物資	
5 留意事項	
6 救援物資に係る情報発信	
第5章 義援金の受入れ	P. 14
1 基本方針	
2 義援金の受入れと配分	
第6章 災害ボランティアの受入れ	P. 15
1 ボランティアの募集	
2 災害ボランティアの受入れ	
3 災害ボランティアの活動内容	
4 NPO 等への要請	

5 災害ボランティアに係る情報発信

第7章 海外からの支援の受入れ…………… P. 18

- 1 基本方針
- 2 海外からの支援の受入れ
- 3 通訳等の支援

資料編 …………… P. 19

- 1 九州・山口9県災害時応援協定
- 2 全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定
- 3 応急対策職員派遣制度の流れと内容について

第 1 章 総則

1 策定の目的

沖縄県は、南西諸島の南半分に位置し、およそ北緯 24 度から 28 度、東経 122 度から 132 度まで、距離にして南北約 400 k m、東西約 1,000 k m に及ぶ広大な海域に点在する多数の島々から構成されており、本土と東南アジアとのほぼ中間に位置し「亜熱帯海洋性気候」と称される自然的、地理的特性を有している。

本県は本土から離れ、離島が散在するなど防災上不利な地理的条件があるほか、大勢の観光客が訪れるなどの社会的条件を有している。さらに、本土への復帰が遅れたこと等の歴史的背景から、消防常備化率、消防団員数及び自主防災組織カバー率等の点で他の都道府県に比べ防災体制に格差が生じている。沿岸部の低地に人口が密集している等の事情も防災上不利に働いている。こうした理由から、大規模災害時の応急対応及び復旧・復興に当たっては、県外から人的・物的支援を受けることが不可欠であると考えられる。

しかしながら、平時から大規模災害を想定して支援を必要とする業務や所管部署を明確にしておかなければ、関係課との調整等に時間を要すなど結果として多方面からの人的・物的支援を十分に活かすことができないことが予想される。

この計画は、受援において必要な体制や手順等を事前に整理することで、災害発生直後の職員派遣や物資提供等の支援を円滑に受入れ、非常時にあっても県の行政機能を維持・継続させることを目的として策定したものである。

2 沖縄県地域防災計画との関係

本計画は、沖縄県地域防災計画第 1 編第 3 章第 4 節第 2 款の 3 「(8) 応援・受援の備え」において「災害の規模等に応じて円滑に受援できるよう」定めることとされている受援計画である。

第2章 組織

1 基本方針

沖縄県災害対策本部長（以下「県本部長」という。）は、沖縄県災害対策本部運営要綱第6条の2に規定する本部組織の特例が施行される場合（総括情報部に同要綱別表第4の左欄に掲げる班を置く）において、全国の自治体から応援のために派遣される職員（以下この章において「応援職員」という。）の受入れのため、沖縄県災害対策本部（以下「県本部」という。）総括情報部に応援・受援班を設置する（図1「災害対策本部組織図」参照）。

2 応援・受援班の組織

- (1) 応援・受援班に、班長及び班員を置く。
- (2) 班長は、市町村課副参事を充てるものとする。
- (3) 班員は、防災危機管理課職員、人事課職員、企画調整課職員、市町村課職員のそれぞれから、総務部長が指名する。
- (4) 総務部長は、必要と認めるときは、班員を追加して指名する。

3 応援・受援班の担当業務

- (1) 市町村の行政機能の確保状況の把握に関すること。
- (2) 九州知事会、全国知事会等への応援要請及び応援の受入れの調整に関すること。
- (3) 被災市町村への応援調整に関すること。
- (4) その他総括情報部長が特に命ずること。

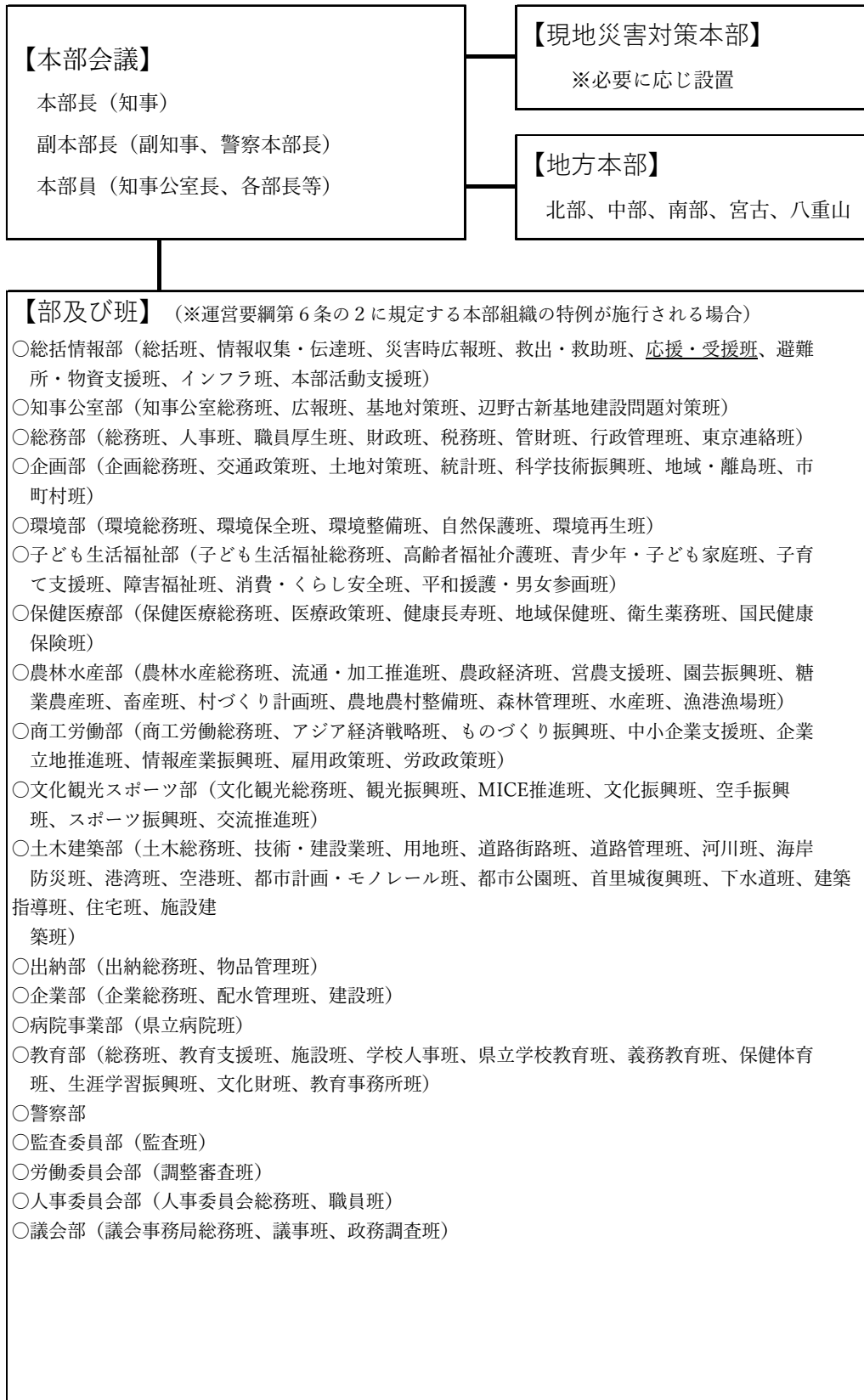
4 応援・受援班の廃止

県本部長は、県本部の設置から概ね1ヶ月が経過した時点で応援・受援班を廃止する。ただし、その設置を継続する必要があると認められる事情がある場合には、この限りでない。

5 訓練の実施

県は、応援職員による活動が円滑に行われるよう、必要な訓練を実施するよう努めるものとする。

図 1 《災害対策本部組織図》



第3章 人的支援の受入れ

1 基本方針

- (1) 自衛隊への災害派遣要請は、総括班が担当する。
- (2) 他の都道府県への人的支援及び物的支援の要請は、応援・受援班が担当する。
- (3) 他の都道府県から応援のため派遣される職員による人的支援の申し出の受付は、応援・受援班が担当する。
- (4) 都道府県応援職員は自己完結型で活動するよう努める。

2 本県業務への応援受入れ

(1) 自衛隊への応援要請

自衛隊災害派遣要請計画については、沖縄県地域防災計画の定めるところにより処理するものとする（第2編第6節 自衛隊災害派遣要請計画（R3.6版 P.115-118及びP.357-360））。

(2) 九州・山口9県災害時応援協定に基づく応援要請

ア 応援・受援班は、県本部長が必要と認めるときは、九州・山口9県災害時応援協定に基づき、九州地方知事会の幹事県を通じて人的支援及び物的支援の要請を行う。

イ アの要請は、次に掲げる事項を明らかにして、電話、ファクシミリ等により又は応援調整道県から派遣された連絡調整員を通じて行う。この場合において、応援・受援班は、後日、当該事項を記載した文書を応援県に提出する。

(ア) 災害等の状況

(イ) 応援を要請する地域

(ウ) 必要とする応援の内容

a 食料、飲料水、生活必需品、医薬品及びその供給に必要な資機材の品名、数量等

b 被災者等の救出、医療、防疫、施設の応急措置等に必要な資機材及び物資の品名、数量等

c 避難、救援及び救出活動等に必要な車両等の種類、台数等

d 応援業務の内容

e 必要となる応援職員の職種及び人数

f 必要な資格・経験

g 応援の期間

h 応援要請責任者の氏名及び連絡先

i 応援場所及び応援場所への交通手段

j その他必要事項

(3) 全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定に基づく応援要請

ア 全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定は、地震等による大規模災害が発生した場合において、各ブロック知事会で締結する災害時の相互応援協定等では被災者の救援等の対策が十分に実施できない場合に、全国知事会の調整の下に行われる広域応援を、迅速かつ円滑に遂行するため、必要な事項を定めるものである（協定第1条）。

イ 応援・受援班は、県本部長が必要と認めるときは、全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定に基づき、九州地方知事会の幹事県を通じ全国知事会へ広域応援の要請を行う。

[全国知事会（調査第二部） TEL:03-5212-9131 FAX:03-5210-2020]

(4) 都道府県職員の受入れ

ア 都道府県応援職員による人的支援の申し出は、応援・受援班に対し行う。

イ 応援・受援班は、都道府県応援職員による人的支援の申し出にあたっては、概ね1週間以上の長期間の支援の申し出を優先して受け付ける。ただし、総括情報部長が必要と認めるときは、この限りでない。

ウ 応援・受援班は、人的支援の必要性及び都道府県応援職員の活動拠点の把握のため、情報収集・伝達班、避難所・物資支援班、本部活動支援班及び総務部人事班等と緊密に連携する。

エ 応援・受援班は、把握した人的支援の必要性に係る情報について、必要に応じて総務部人事班に情報提供する。

オ 総括情報部長は、通信の途絶等により人的支援の必要性を把握できないときは、被災地における支援のニーズの把握のため、速やかに、職員の派遣の措置を講じる。

カ 応援・受援班が(1)の申し出を受け付けたときは、総括情報部長は、当該申し出に係る業務を所管する担当部の長に対し受入れの検討を行うよう依頼する。

キ 担当部は、(6)の依頼を受けたときは、直ちに検討を行い、担当課等は受入れの可否、日時、場所等について、人的支援の申し出を行った都道府県に文書で通知する。ただし、通信の途絶等やむを得ない事情がある場合は、他の手段により通知することができる。

ク 担当課等は、受入れの可否等の検討結果について、応援・受援班に通知する。

ケ 応援・受援班は、都道府県応援職員の受入れの状況について派遣元自治体から収集し、必要に応じて、人事班に報告する。

コ 応援職員の執務場所及び待機場所は、災害対策本部設置場所もしくは同庁舎内

に存する他の会議室等に設置することを原則とし、状況に応じ柔軟に対応する。応援・受援班、管財班及び職員厚生班は、連携して執務場所及び待機場所を確保するよう努める。

災害対策本部設置場所は沖縄県地域防災計画第2編第1章第1節の1の(4)で定められており、次の順位で使用可能な庁舎に設置することされている。

(ア) 本庁舎（危機管理センター）（原則）

(イ) 南部合同庁舎

(ウ) 中部合同庁舎または消防学校

(エ) 北部合同庁舎

なお、現在整備中である防災危機管理センター棟（仮称）の供用後は、同棟をリエゾンの執務場所及び待機場所の第1順位として取り扱うこととし、前述の順位をそれぞれ繰り下げることにする。

(5) 受入れが想定される業務

大規模災害発生直後に都道府県応援職員による人的支援の受入れが想定される業務並びに担当部及び担当課等は、概ね次のとおりである。

業務	担当部	担当課
市町村の行政機能回復のための支援	企画部	市町村課
空間線量率及び降下物の放射性物質濃度の測定等	環境部	環境保全課
避難所及び避難者（在宅避難者を含む。）の把握及び応急対策	子ども生活福祉部	消費・暮らし安全課、福祉政策課、高齢者福祉介護課、青少年・子ども家庭課、障害福祉課
避難所の運営等の応援	子ども生活福祉部	消費・暮らし安全課、福祉政策課
被災者に対する健康相談、健康調査、保健指導等	保健医療部	健康長寿課
在宅の要支援高齢者の把握及び応急対策	子ども生活福祉部	高齢者福祉介護課
在宅の障がい者の把握及び応急対策	子ども生活福祉部	障害福祉課
在宅の妊産婦及び乳幼児の把握及び応急対策	子ども生活福祉部	地域保健課
災害遺児対策	子ども生活福祉部	青少年・子ども家庭課

市町村地域内輸送拠点及び避難所への備蓄物資及び支援物資の供給	子ども生活福祉部	消費・くらし安全課、福祉政策課
災害救助法に基づく応急仮設住宅の建設及び修理	土木建築部	施設建築課
建築物の応急危険度判定活動	土木建築部	建築指導課
被災宅地危険度判定活動	土木建築部	建築指導課

(6) 派遣元都道府県への要請

県本部長は、職員を派遣する都道府県に対し、次に掲げる事項に配慮するよう要請する。

- ア 都道府県応援職員は、被災地の負担とならないよう、自己完結型で活動するよう努めること。
- イ 都道府県応援職員は、応援都道府県名を表示する腕章を着用する等、その身分を明らかにすること。
- ウ 都道府県応援職員は、災害の状況、活動期間等に応じ、当座の食料、被服、事務用品等を携行するよう努めること。この場合において、想定される携行品は、概ね次のとおりである。

車両等の移動手段、寝袋等、毛布、防寒着、ヘルメット、食料、飲料水、デジタルカメラ、ラジオ、衛星携帯電話、パソコン、モバイルプリンター、用紙、筆記用具、マスク、救急セット、懐中電灯、被災地の地図、放射性物質災害用資機材

- エ 都道府県応援職員は、あらかじめ活動に必要な宿泊場所（避難所等を含む。以下この章において同じ。）を確保するよう努めること。この場合において、応援・受援班は、必要に応じ、文化観光スポーツ部及び地方本部と連携して、都道府県応援職員の宿泊場所及び駐車場をあっせんするとともに、県内の被害状況その他の活動に必要な情報を提供するよう努めるものとする。

(7) 応援職員への配慮

担当部及び担当課等は、必要に応じ都道府県応援職員の活動に必要な物品等を供与するよう努める。

(8) 費用負担

応援に要した費用の負担については、当該応援を行った都道府県との間の協議により決定する。

3 被災市町村への応援受入れ（応急対策職員派遣制度による応援職員の派遣要請）

- (1) 応急対策職員派遣制度は、大規模災害発生時に全国の地方公共団体の人的資源を最大限に活用して被災市区町村を支援するための全国一元的な応援職員の派遣の仕組みであり、被災市区町村が行う災害マネジメントの支援や、避難所運営・罹災証明書の交付等の災害対応業務への支援を行うものである。
- (2) 応援・受援班は、被害が甚大で、被災市町村において災害マネジメント機能や大量の応援職員の確保が必要な場合は、被災市町村におけるニーズ等を速やかに把握し、沖縄県内の地方公共団体による応援職員の派遣だけでは対応困難な場合は、地域ブロック幹事県及び総務省に対し応急対策職員派遣制度による応援を要請する。

4 国等が関与して全国的に行われる支援の仕組み等

国等が関与して全国的に行われる支援の仕組み等として、以下のものが挙げられる。

関係省 庁	仕組みの名称 (分野、職種)	主な支援内容	仕組みに関する関係省庁 の問合せ先
文部科 学省	被災文教施設応 急危険度判定	被災文教施設の応急危険度判 定の実施	文部科学省大臣官房文教 施設企画部施設企画課防 災推進室 03-6734-3036
厚生労 働省	水道	応急給水、被災した水道施設 の応急復旧	厚生労働省医薬・生活衛 生局水道課 03-3595-2368
厚生労 働省	災害派遣医療チ ーム (DMAT)	災害急性期（発災後概ね 48 時 間以内）に被災地等で医療支 援等を実施	厚生労働省医政局地域医 療計画課 03-3595-2194
厚生労 働省	保健師等支援チ ーム	公衆衛生医師、保健師、管理 栄養士等の巡回による被災者 の健康管理	厚生労働省健康局健康課 03-3595-2190
厚生労 働省	災害派遣精神医 療チーム (DPAT)	自然災害や集団災害の発生時 における、被災地域の精神保 健医療ニーズの把握、他の保 健医療体制との連携、各種関 係機関等とのマネージメン ト、専門性の高い精神科医療	厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部精神・障 害保健課心の健康支援室 03-3595-2307

		の提供と精神保健活動の支援	
厚生労働省	災害時健康危機管理支援チーム (DHEAT)	被災地方公共団体の保健医療調整本部及び保健所が行う保健医療行政の指揮調整機能等が円滑に実施されるよう応援	厚生労働省健康局健康課 03-3595-2190
農林水産省	農業農村災害緊急派遣隊 (水土里 (みどり) 災害派遣隊)	被災した農地・農業用施設の初期情報収集、緊急概査、技術支援等	農林水産省農村振興局整備部防災課災害対策室 03-3502-6361
国土交通省	緊急災害対策派遣隊 (TEC-FORCE)	被害状況の把握、被害の拡大の防止、被災地の早期復旧等、被災地方公共団体に対する技術的な支援	国土交通省水管理・国土保全局防災課災害対策室 03-3253-8111 (内線 35-833)
国土交通省	被災建築物応急危険度判定	被災した建築物の応急危険度判定の実施	国土交通省住宅局建築指導課建築物防災対策室 03-3253-8111 (内線 39-524)
国土交通省	被災宅地危険度判定	被災した宅地の危険度判定の実施	国土交通省都市局都市安全課都市防災対策企画室 03-3253-8111 (内線 32-344)
国土交通省	下水道	被災した下水道施設の復旧	国土交通省水管理・国土保全局下水道事業課 03-3253-8111 (内線 34-223)
環境省	災害廃棄物処理支援ネットワーク (D.Waste-Net)	<p><研究・専門機関 (専門家・技術者を派遣) > 処理体制の構築、排出・分別方法の周知、初期推計量に応じた一次仮置場の確保・管理運営等に関する現地支援等</p> <p><一般廃棄物関係団体 (ごみ収集車等や作業員を派遣) > 生活ごみ等の収集・運搬、処理に関する現地支援等</p>	環境省環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室 03-5521-8358

出典：応急対策職員派遣制度に関する運用マニュアル<第4版> (R3.5 総務省)

第4章 救援物資の受入れ

1 基本方針

- (1) 市町村は、全国の自治体及び団体等から救援物資を受け入れる。
市町村で救援物資の受入れができない場合は、県が市町村のニーズを把握し、救援物資提供の申出を受け付けることとし、国のプッシュ支援についても同様とする。
- (2) 県における救援物資の受入れは、避難所・物資支援班が担当する。
- (3) 救援物資の受入れにあたっては、物資拠点の効率的な運用を前提に、被災者が抱えていると想定される特性に十分に配慮する。特に、女性や要配慮者（妊産婦、乳幼児、性的少数者、高齢者、障がい者、難病患者、食物アレルギーを有する者、外国人等）の多様なニーズに留意する。
- (4) 救援物資を送付する者は、留意事項に十分に配慮する。
- (5) 救援物資の受入れにあたっては、自治体、企業及びその他の団体からの大口のみとするなど、受入れルールを明確にする。少量多種の救援物資は管理配分上課題が生じることから、個人からの善意に対しては義援金寄付による支援を要請する。
- (6) 県は、必要とする救援物資と受入れルールについて、報道機関等を通じて情報発信を行う。

2 救援物資の受付

(1) 救援物資の受付

- ア 市町村本部長は、被災地のニーズを確認し、受入れを希望する物資を把握の上、県本部長に報告する。
- イ 県本部長は、市町村本部長からの情報を基に、救援物資の募集の有無や必要な物資について、周知する。
- ウ 県本部長は、大規模な災害の発生により被災市町村と連絡が取ることができない場合その他の必要と認める場合には、市町村において必要と推測される物資の募集について周知する。
- エ 救援物資の受付に当たっては、受付担当窓口及び物資の集積場所をあらかじめ明示する。
- オ 市町村本部長は、それぞれに送付された救援物資を受け付け、被災者に配分するまでの間、適切に保管する。
- カ 県本部長は、必要な物資の調達に見通しが立った場合において、救援物資の募集を停止又は一時停止し、それを周知する。

(2) 配分及び輸送

- ア 市町村のニーズに合わせて必要な時期に必要な物資を提供されるよう調整する。
- イ 広域物資輸送拠点までの輸送は、提供先に要請する。

ウ 広域物資輸送拠点での受入れ及び整理は、可能な限り民間物流業者等の供給システムを活用できるように要請する。

エ 県本部で受け付けた救援物資の被災市町村に対する配分は、市町村からの要請を踏まえ県本部において決定し、トラック、ヘリコプター又は船舶等で市町村の指定する市町村地域物資拠点到輸送し、引き渡す。

オ 市町村本部長は、県本部及び日本赤十字社沖縄県支部から送付された救援物資について、被災者に配分する。その際、避難所避難者のみではなく、食料支給等を求める在宅避難者に対しても食料支給を行う必要があることに留意する。

3 広域物資輸送拠点

(1) 広域物資輸送拠点

ア 沖縄アリーナ（協定締結について協議中）（沖縄市山内1丁目16-1）

TEL:050-5444-1478

イ 恩納村赤間総合運動公園多目的運動場（屋内施設）（R3協定締結済）（恩納村字恩納7441）TEL:098-966-2656

(2) 避難所・物資支援班は、広域物資輸送拠点における物資の仕分け等のため都道府県応援職員の協力を得るとともに、防災ボランティアの協力が得られるよう子ども生活福祉部子ども生活福祉総務班と連携する。

4 必要な救援物資

(1) 食料等

ア 大災害発生時に必要となることが想定される救援物資（食料等）は、概ね次のとおりである。なお、このうち、沖縄県地域防災計画第2編第1章第18節（食料供給計画）3の(1)のイに記載された救助用応急食料は、原則として米穀、実情により弁当、パン又はおにぎりとしてされている。

区分	救援物資
主食	米、おにぎり、パン、うどん、そば、乳児用ミルク、離乳食、インスタント食品（カップ麺等）等
副食	梅干し、海苔、缶詰、レトルト食品（カレー等）、野菜等
調味料	食用油、砂糖、塩、醤油、味噌、風味調味料等
飲料	ミネラルウォーター(500mlPET)、野菜ジュース等
その他	キャンディ、その他菓子
衛生資材	消毒用アルコール、マスク、使い捨て手袋等

イ 発災直後は、おにぎり及びパン等すぐに食べられる食料を必要とする。

ウ 避難が長期化する場合にあっては、避難所で自炊するための食材及び調味料を必

要とする。

エ 副食物は、変質、腐敗等が遅く保存の利くものが好ましい。

オ 賞味期限又は消費期限のある食料等については、当該期限が概ね1ヵ月程度残っているものとする。

カ 乳幼児、高齢者、難病患者及び透析患者その他の慢性疾患患者並びに食物アレルギーを有する者等に配慮した食料が必要となることに留意する。

キ 炊き出し等にあたり、食料等の衛生管理に留意する。

(2) 生活必需品等

ア 大規模災害時に必要となることが想定される救援物資（生活必需品等）は、概ね次のとおりである。

区分	救援物資
寝具	タオルケット、毛布、布団等
外衣	洋服、作業衣、子ども服等
肌着	シャツ、パンツ等の下着類（特に女性用）
身回品	タオル、手ぬぐい、靴下、運動靴、サンダル、傘等
炊事道具	なべ、炊飯器、こんろ、ガス器具等
食器	はし、茶わん、皿等
日用品	紙おむつ（乳児・小児・大人用）、石鹸、ティッシュ、トイレットペーパー、歯ブラシ、生理用品等
光熱材料	ランタン、電池、ライター、マッチ、ローソク、木炭、プロパンガス等
その他	医薬品、カイロ、うちわ、携帯トイレ、簡易トイレ

イ 外衣、肌着、身回品等については、新品とする。また、肌着等を必要とする期間は、発災から概ね1ヵ月とする。

ウ 日用品については、未使用、未開封のものとする。

エ 使用期限等のある日用品等については、当該期限が概ね1ヵ月程度残っているものとする。

オ 高齢者、障がい者、難病患者、乳幼児、妊産婦等要配慮者に配慮した救援物資を必要とする。

カ 女性用品等性別の違いに配慮した救援物資を必要とする。

5 留意事項

(1) 梱包した救援物資を送付する者は、開封しなくとも内容が判別できるようにするため、次に掲げる事項を保管単位ごとに明示する。

ア 品目

イ 賞味期限、消費期限又は使用期限

ウ 数量（内訳）

エ 提供元機関名

オ 担当者名及び連絡先

(2) 県広域物資輸送拠点から救援物資を送付する際には、小口及び混載の物資について送付を控えるよう努める。

6 救援物資に係る情報発信

県は、必要とする義援物資について、報道機関等を通じて情報発信を行う。

第5章 義援金の受入れ

1 基本方針

- ア 県、市町村は、関係機関等の協力を得ながら、国民、企業等からの救援物資について、受入れ物資を明確にし、報道機関を通じて国民に公表する。
- イ 少量多種の救援物資は管理配分上課題が生じることから、個人からの善意に対しては救援物資でなく義援金寄付による支援を要請する。

2 義援金の受入れと配分

県、市町村、日本赤十字社各機関は、被害の状況等を把握し、義援金の募集を行うか否かを検討し決定する。

ア 義援金を、确实、迅速、適切に募集・配分するため、県は義援金配分委員会（以下、本節において「委員会」という）を設置する。

イ 委員会の構成機関は、県、日本赤十字社沖縄県支部、沖縄県共同募金会、県市長会、県町村会、沖縄タイムス、琉球新報、沖縄婦人連合会、その他県単位の各種団体の代表者により構成する。

ウ 県、市町村、日本赤十字社沖縄県支部、沖縄県共同募金会、その他各種団体は、義援金の受付窓口を開設し、直接義援金を受け付ける。寄付者の利便性を考慮し、受付方法は募金箱、銀行振込、クレジット払い、コンビニエンスストア払い、キャッシュレス決済等から複数の手段を設けるよう努める。銀行振込手数料を軽減するため、複数の金融機関に口座を開設したり、県が市町村へ振込む際の手数料免除等についてあらかじめ金融機関と協議しておくことが望ましい。

エ 義援金の受付状況について委員会に報告し、受け付けた義援金は委員会へ送金する。

オ 受領した義援金は、配分計画に基づき、速やかに被災市町村へ送金する。被災市町村は、委員会から送金された義援金を、配分計画に基づく配分率及び配分方法により、被災者に配分する。

カ 募集に先立ち、あらかじめ税務署と協議し、税法上の特例措置（所得税法第78条第2項第1号もしくは第3号または法人税法第37条第3項第1号もしくは第4項に規定する寄付金）を適用できるよう依頼する（依頼は文書で行うが、回答は税務署から慣例上口頭でなされる場合がある）。

第6章 災害ボランティアの受入れ

1 ボランティアの募集

- (1) 県（子ども生活福祉総務班）及び県社会福祉協議会に設置される沖縄県災害ボランティアセンターは、被災地におけるボランティアの円滑な活動が図られるよう市町村災害ボランティアセンターと連携協力を行う。
- (2) 市町村災害ボランティアセンターは、ボランティア受付の総合窓口を設置するとともに、被災地におけるボランティアニーズを把握し、ボランティア募集に係る広報に努める。

2 災害ボランティアの受入れ

市町村災害ボランティアセンターは、沖縄県災害ボランティアセンター、市町村、社会福祉協議会、日本赤十字社及び地域のボランティア団体等と連携し、ボランティアの円滑な活動が図られるよう受入体制を整備する。

さらに、ボランティアの受入れに際しては、高齢者介護や外国人との会話等ボランティアの技能等が効果的に生かされるように配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供する等、ボランティア活動の円滑な実施が図られるよう支援に努めるものとする。

ボランティアの受入事務（受付、活動調整、現地誘導等）には、地域のボランティアや住民組織からの人員の派遣等により実施する。

3 災害ボランティアの活動内容

ボランティアに参加・協力を求める活動内容は、以下のとおりとする。

(1) 専門ボランティア

- ア 医療救護（医師、看護師、助産師等）
- イ 無線による情報の収集・伝達（アマチュア無線通信技術者）
- ウ 外国人との会話（通訳及び外国人との会話能力を有する者）
- エ その他災害救助活動において専門技能を要する業務

(2) 一般ボランティア

- ア 炊き出し
- イ 清掃
- ウ 災害応急対策物資、資材の輸送及び配分
- エ 被災地外からの応援者に対する地理案内
- オ 軽易な事務補助
- カ 危険を伴わない軽易な作業
- キ 避難所における各種支援活動
- ク その他災害救助活動において専門技能を要しない軽易な業務
- ケ 災害ボランティアセンターの運営に関する支援

- コ その他必要なボランティア活動（募金活動、話し相手、シート張り、介助、引越し、負傷者の移送、安否確認、調査活動、給食、洗濯、移送、入浴、理容等）

4 ボランティアの活動支援

県、市町村及び社会福祉協議会等は、ボランティアの活動支援として、以下の対策について実施する。

(1) 活動場所の提供（県、市町村）

ア 沖縄県社会福祉協議会が設置する沖縄県災害ボランティアセンターの役割【沖縄県社会福祉協議会（県総合福祉センター）、県庁舎】

- (ア) ボランティアの活動方針の検討
- (イ) 全体の活動状況の把握
- (ウ) ボランティアニーズの全体的把握
- (エ) ボランティアコーディネーターの派遣調整
- (オ) 各組織間の調整（特に行政との連絡調整）
- (カ) ボランティア活動支援金の募集、配分
- (キ) 市町村災害ボランティアセンターの立ち上げ及び継続的活動支援

イ 市町村災害ボランティアセンターの役割【市町村社会福祉協議会、市町村庁舎等】

- (ア) 避難所等のボランティア活動の統括
- (イ) 一般ボランティアの受付、登録（登録者は本部へ連絡）
- (ウ) 一般ボランティアのオリエンテーション（ボランティアの心得、活動マニュアル）
- (エ) ボランティアの紹介
- (オ) ボランティアニーズの把握とコーディネーション
- (カ) ボランティアの活動記録の分析と次の活動への反映

(2) 設備機器の提供

県及び市町村は、可能な限り、電話、ファックス、携帯電話、パソコン、コピー機、事務用品、自動車、自転車、活動資機材等を提供する。

(3) 情報の提供（県、市町村）

県及び市町村は、行政によって一元化された適切な情報をボランティア組織に提供することによって情報の共有化を図る。なお、提供するに当たっては、ボランティア組織自体が必要とする情報だけでなく、住民に対する震災関連情報、生活情報も同時に提供する。

(4) ボランティア保険

市町村は、ボランティア保険の加入に際して金銭面の支援に努める。

(5) ボランティアに対する支援物資の募集

県及び市町村は、ボランティアが必要としている物資を、報道機関を通じて広報することによって、ボランティア活動に対する金銭面や物的面の負担を軽減する。

5 NPO等への要請

県本部長は、NPO等に対し、次に掲げる事項に配慮するよう要請する。

- (1) NPO等は、被災地の負担とならないよう、自己完結型で活動すること。
- (2) NPO等は、団体名を表示する腕章を着用する等、その身分を明らかにすること。
- (3) NPO等は、災害の状況、活動期間等に応じ必要とされる食料、被服、事務用品等を携行すること。
- (4) NPO等は、あらかじめ活動に必要な宿泊場所（避難所等を含む。）を確保すること。

6 災害ボランティアに係る情報発信

子ども生活福祉総務班は、災害時広報班、避難所・物資支援班及び沖縄県社会福祉協議会等と連携しながら、防災ボランティア活動のニーズや被災地の状況、交通機関の運行状況等について、報道機関等を通じて情報発信を行う。

第7章 海外からの支援の受入れ

1 基本方針

- (1) 国際機関や政府系団体等海外からの支援の受入れは、交流推進班の協力を得て総括班が担当する。
- (2) 海外からの防災ボランティアの受入れは、前章の規定による。

2 海外からの支援の受入れ

- (1) 海外からの支援の申し出等は、総括班に対し行う。
- (2) 総括班は、海外からの人的支援の申し出等にあたっては、概ね1週間以上の長期間の支援の申し出を優先して受け付ける。ただし、総括情報部長が必要と認めるときは、この限りでない。
- (3) 総括班は、支援の必要性及び活動拠点の把握のため、消費・くらし安全班、応援・受援班、避難所・物資支援班、交流推進班及び関係室課と緊密に連携する。
- (4) 総括班が(1)の申し出等を受け付けたときは、総括情報部長は、当該業務を所管する担当部の長に対し受入れの検討を行うよう依頼する。
- (5) 担当部は(4)の依頼を受けたときは、直ちに検討を行い、担当課等は受入れの可否、日時、場所等について支援の申し出等を行ったものに文書で通知する。ただし、通信の途絶等やむを得ない事情がある場合は、他の手段により通知することができる。
- (6) 担当課等は、受入れの可否等の検討結果について、総括班に通知する。

3 通訳等の支援

交流推進班は、海外からの支援の受入れにあたり、国際関係団体等と連携しながら、必要に応じて、通訳・翻訳、支援者が活動を行うための通訳等のあっせんその他担当課等が必要とする支援を行う。

資料編

- 1 九州・山口9県災害時応援協定…………… 20
- 2 全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定 …… 23
- 3 応急対策職員派遣制度の流れと内容について…………… 27

九州・山口9県災害時応援協定

(趣旨)

第1条 この協定は、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県及び山口県（以下「九州・山口9県」という。）並びに国内において、災害等が発生し、被災県独自では十分に災害等の応急対応や災害等からの復旧・復興に関する対策が実施できない場合において、九州・山口9県が効率的かつ効果的に被災県への応援を行うために必要な事項について定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において、「災害等」とは次に掲げる事象をいう。

- 一 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第一号に規定する災害
- 二 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第1項に規定する感染症のうち広域的な対応を必要とするもの

(支援対策本部の設置)

第3条 本協定の円滑な運用を図るため、九州地方知事会に九州・山口9県被災地支援対策本部（以下「支援対策本部」という。）を置き、事務局は九州地方知事会会長県に置くものとする。

(支援対策本部の組織)

第4条 支援対策本部は、本部長、本部事務局長、本部事務局次長及び本部事務局員をもって組織する。

- 2 本部長は、九州地方知事会長をもって充てる。
- 3 本部長は、支援対策本部を統括し、これを代表する。
- 4 本部長は、必要に応じ九州・山口9県の知事に対して本部事務局員となる職員の派遣を求めることができる。
- 5 本部事務局の組織については、別に定めるものとする。
- 6 九州・山口9県は、支援対策本部との連絡調整のための総合連絡担当部局並びに第6条第一号イからトまで並びに第二号イ及びロに規定する応援の種類ごとの担当部局をあらかじめ定めるものとする。

(本部長の職務の代行)

第5条 本部長が被災等により職務を遂行できないときは、九州地方知事会副会長が本部長の職務を代行する。

- 2 本部長及び九州地方知事会副会長が被災等により職務を遂行できないときは、その他の知事が協議の上、本部長の職務を代行する知事を決定するものとする。
- 3 前2項の規定により本部長の職務を代行する場合は、前条第1項の規定にかかわらず、支援対策本部及び事務局は職務を代行する知事の指定する職員をもって組織する。

(応援の種類)

第6条 応援の種類は、次のとおりとする。

- 一 第2条第一号に規定する事象に係るもの
 - イ 職員の派遣
 - ロ 食料、飲料水及び生活必需品の提供
 - ハ 避難施設及び住宅の提供
 - ニ 緊急輸送路及び輸送手段の確保
 - ホ 医療支援
 - ヘ 物資集積拠点の確保
 - ト 災害廃棄物の処理支援
 - チ その他応援のため必要な事項

- 二 第2条第二号に規定する事象に係るもの
 - イ 検体検査
 - ロ マスク、防護服等の医療資機材の提供
 - ハ その他応援のため必要な事項

(応援要請の手続)

- 第7条 応援を受けようとする被災県は、災害等の状況、応援を要請する地域及び必要とする応援の内容を明らかにして、本部長に応援を要請するものとする。
- 2 本部長は、災害等の実態に照らし、被災県からの速やかな応援の要請（以下「応援要請」という。）が困難と見込まれるときは、前項の規定による要請を待たないで、必要な応援を行うことができるものとする。この場合には、前項の規定による要請があったものとみなす。
 - 3 第1項の規定にかかわらず、被災県は、隣接県等に個別に応援を要請することができる。
 - 4 第1項及び第2項の規定による応援要請に係る手続等の細目は、前条第一号イからトまで並びに第二号イ及びロに規定する応援の種類ごとに別に定める。

(応援の実施)

- 第8条 本部長は、前条第1項により応援要請があった場合又は前条第2項の規定により必要な応援を行う場合は、被災県以外の九州・山口各県に対し、応援する地域（以下「応援地域」という）の割当て又は応援内容の調整を行うものとする。
- 2 応援地域を割り当てられた県（以下「応援担当県」という。）は、当該地域において応援すべき内容を調査し、必要な応援を実施するものとする。ただし、第2条第二号に係る応援については、この限りではない。
 - 3 応援担当県は、応援地域への応援の状況を本部長に随時報告するものとし、本部長は報告に基づき、各応援担当県間の応援内容の調整を行うものとする。
 - 4 第1項の規定による応援地域の割当ては、各県が行う自主的な応援を妨げるものではない。
 - 5 前条第3項の規定による個別の応援を実施する各県は、第6条第一号イからトまで並びに第二号イ及びロに規定する応援の種類ごとに応援を実施するものとし、応援の状況を本部長に随時報告するものとする。

(他の圏域の災害等への対応)

- 第9条 全国知事会及び他のブロック知事会等に属する被災県からの応援要請については、支援対策本部において総合調整を行う。

(経費の負担)

- 第10条 応援に要した経費は、原則として応援を受けた被災県の負担とする。
- 2 応援を受けた被災県が前項の経費を支弁するいとまがなく、かつ応援を受けた被災県から要請があった場合には、応援担当県は、当該経費を一時繰替支弁するものとする。

(平常時の事務)

- 第11条 支援対策本部は、他の条項において定めるもののほか、次の各号に掲げる事務を行う。
- 一 各県における関係部局の連絡先、応援能力等応援要請時に必要となる資料をとりまとめて保管するとともに、各県からの連絡により、それらを更新し、各県へ提供すること。
 - 二 各県間の会合の開催等により、情報及び資料の交換等を主宰すること。
 - 三 情報伝達訓練等防災訓練の実施に関すること。
 - 四 他の広域防災応援協定の幹事県等との情報交換等を行うこと。
 - 五 前各号に定めるもののほか、協定の円滑な運用を図るために必要な事務に関すること。
- 2 各県の担当部局は、年1回、応援の実施のため必要な事項を相互に確認し、各県内の関係機関に必要な情報を提供するものとする。

(補則)

第12条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、各県が協議して定める。

2 この協定は、各県が個別に締結する災害及び感染症等に係る相互応援協定を妨げるものではない。

附則

- 1 この協定は、平成23年10月31日から適用する。
- 2 九州・山口9県災害時相互応援協定は、廃止する。
- 3 九州・山口9県被災地支援対策本部設置要領は、廃止する。

附則

- 1 この協定は、平成29年10月31日から適用する。

附則

- 1 この協定は、令和2年4月24日から適用する。

この協定の締結を証するため、各県知事記名押印のうえ、各1通を保管する。

令和2年4月24日

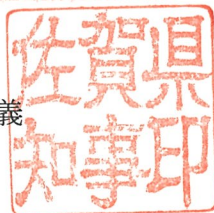
福岡県知事 小川



宮崎県知事 河野 俊嗣



佐賀県知事 山口 祥義



鹿児島県知事 三反園 訓



長崎県知事 中村 法道



沖縄県知事 玉城 デニー



熊本県知事 蒲島 郁夫



山口県知事 村岡 嗣政



大分県知事 広瀬 勝貞



全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第23号）第5条の2及び第8条第2項第12号の規定に基づき、地震等による大規模災害が発生した場合において、各ブロック知事会（以下「ブロック」という。）で締結する災害時の相互応援協定等では被災者の救援等の対策が十分に実施できない場合に、全国知事会の調整の下に行われる広域応援を、迅速かつ円滑に遂行するため、必要な事項を定めるものとする。

2 前項の規定は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）が適用される事態に準用する。

(都道府県の役割)

第2条 都道府県は、応援を必要とする都道府県（以下「被災県」という。）に対して、相互扶助の精神に基づき、全国知事会の調整の下で行われる全国的な広域応援に協力するものとする。

2 都道府県は、前項における広域応援の実効性を高めるため、日頃より、都道府県間及びブロック間における連携を強め、自律的な支援が可能となる体制を構築することに努めるものとする。

(ブロック幹事県の設置等)

第3条 被災県に対する応援を円滑に実施するため、次表の各ブロックに幹事県を置く。

ブロック知事会名	構成都道府県名
北海道東北地方知事会	北海道 青森県 秋田県 岩手県 山形県 宮城県 福島県 新潟県
関東地方知事会	東京都 群馬県 栃木県 茨城県 埼玉県 千葉県 神奈川県 山梨県 静岡県 長野県
中部圏知事会	富山県 石川県 岐阜県 愛知県 三重県 長野県 静岡県 福井県 滋賀県
近畿ブロック知事会	福井県 三重県 滋賀県 京都府 大阪府 奈良県 和歌山県 兵庫県 鳥取県 徳島県
中国地方知事会	鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県
四国知事会	徳島県 香川県 愛媛県 高知県
九州地方知事会	福岡県 佐賀県 長崎県 大分県 熊本県 宮崎県 鹿児島県 沖縄県 山口県

- 2 複数のブロックに所属する都道府県の所属ブロックについては、別に定めるところによるものとする。
- 3 幹事県は、原則として各ブロック知事会の会長都道府県又は常任世話人県をもって充てる。ただし、ブロック内の協議により、会長都道府県又は常任世話人県以外の都道府県を幹事県とした場合は、この限りでない。
- 4 各ブロックにおいては、ブロック内での相互応援協定等を締結し、被災した都道府県ごとに支援を担当する都道府県（カバー（支援）県）を定めるなど、ブロック内での支援体制の構築に努めるものとする。
- 5 幹事県は、被災県に対する応援を速やかに行うため、自らのブロック内の総合調整を行い、ブロック内での支援では被災者の救援等の対策が十分に実施できない場合には、全国知事会に対し、広域応援の要請を行うものとする。
- 6 幹事県が被災等によりその事務を遂行できなくなったブロックは、当該ブロック内で速やかに協議のうえ、幹事県に代って職務を行う都道府県（以下「幹事代理県」という。）を決定し、幹事代理県となった都道府県はその旨を全国知事会に報告するものとする。

（災害対策本部等の設置）

- 第4条 全国知事会は、本協定に定める広域応援等の調整を行う場合は、必要に応じて災害対策本部等（以下「対策本部」という。）を設置することができる。
- 2 対策本部の設置及び運営等は、別に定める。

（広域応援の実施）

- 第5条 全国知事会は、被災県の属するブロックの幹事県から、第3条第5項に基づく広域応援の要請があった場合には、全国的な広域応援を実施するため、都道府県に対して応援の要請を行う。
- 2 全国知事会から応援の要請を受けた都道府県は、最大限その責務を果たすよう努めなくてはならない。
 - 3 通信の途絶等により、第3条第5項の要請がなされない場合にあっても、広域応援の必要があると認められる場合には、全国知事会は第1項に規定する広域応援の要請を行うことができる。

（業務の代行）

- 第6条 首都直下地震等により、第4条から前条までの全国知事会による広域応援に係る調整が困難な場合には、関東地方知事会の幹事県が、広域応援に関する業務を代行する。
- 2 前項の場合において、関東地方知事会の幹事県による広域応援に関する業務の代行が困難なときは、近畿ブロック知事会の幹事県が、広域応援に関する業務を代行する。

(経費の負担)

第7条 広域応援を行った都道府県が当該広域応援に要した経費は、原則として広域応援を受けた被災県の負担とする。ただし、被災県と広域応援を行った都道府県との間で協議した結果、合意が得られた場合については、この限りではない。

2 被災県は、費用を支弁するいとまがない場合等やむを得ない事情があるときは、広域応援を行う都道府県に当該費用の一時繰替え（国民保護に関しては「立替え」と読み替える。以下同じ。）支弁を求めることができるものとする。

3 被災県は、前項の繰替え支弁がなされたときは、原則として年度内に繰替え支弁をした都道府県に対し繰戻しをしなければならない。

(他の協定との関係)

第8条 この協定は、都道府県がブロック及び個別に締結する災害時の相互応援協定等を妨げるものではない。

(訓練の実施)

第9条 全国知事会及び都道府県は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な訓練を適時実施するものとする。

(その他)

第10条 この協定の実施に関し、必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、全国知事会会長が別に定めるものとする。

附則 この協定は、平成18年7月12日から適用する。

2 平成8年7月18日に締結された協定は、これを廃止する。

附則 この協定は、平成19年7月12日から適用する

2 平成18年7月12日に締結された協定は、これを廃止する。

附則 この協定は、平成24年5月18日から適用する。

2 平成19年7月12日に締結された協定は、これを廃止する。

附則 この協定は、平成30年11月9日から適用する

2 平成24年5月18日に締結された協定は、これを廃止する。

附則 この協定は、令和3年11月22日から適用する

2 平成30年11月9日に締結された協定は、これを廃止する。

この協定の締結を証するため、協定書の正本を全国知事会において保有するとともに、各都道府県に対しその写しを交付するものとする。

令和3年11月22日

全国知事会 会長
鳥取県知事 平 井 伸 治

全国知事会 危機管理・防災特別委員会委員長
神奈川県知事 黒 岩 祐 治

全国知事会 東日本大震災復興協力本部本部長
静岡県知事 川 勝 平 太

北海道東北地方知事会 会長
青森県知事 三 村 申 吾

関東地方知事会 会長
山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

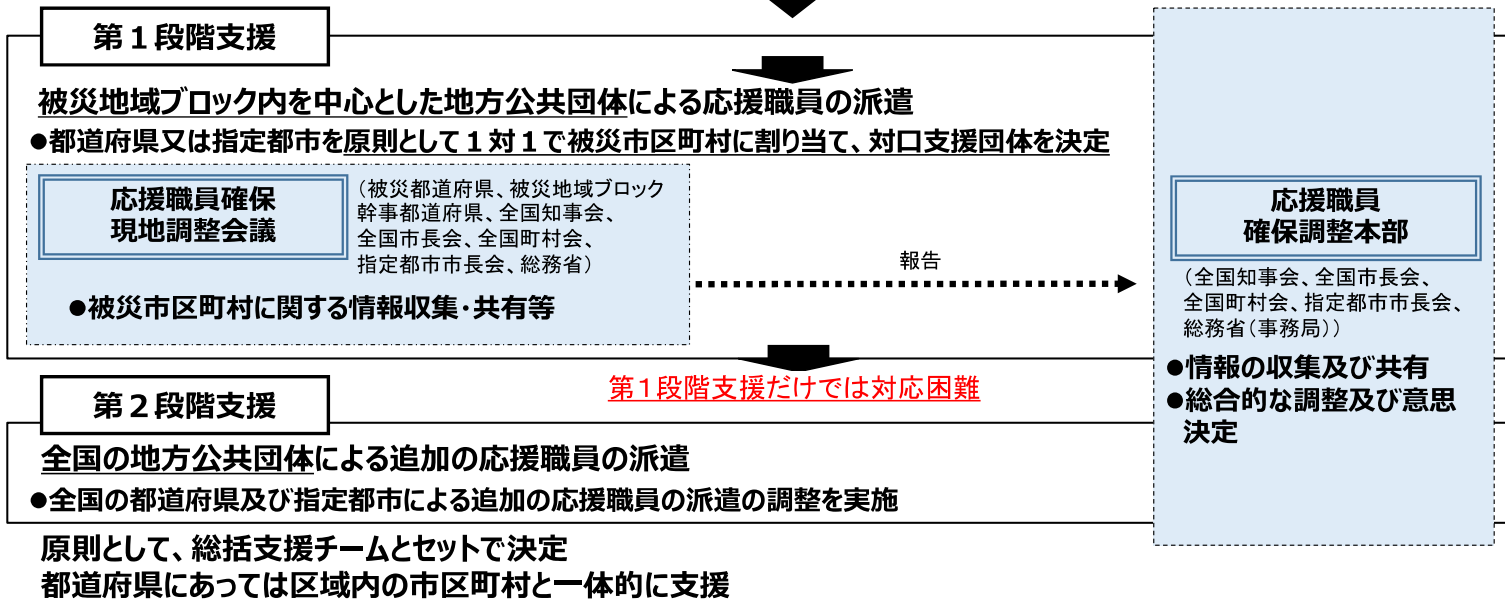
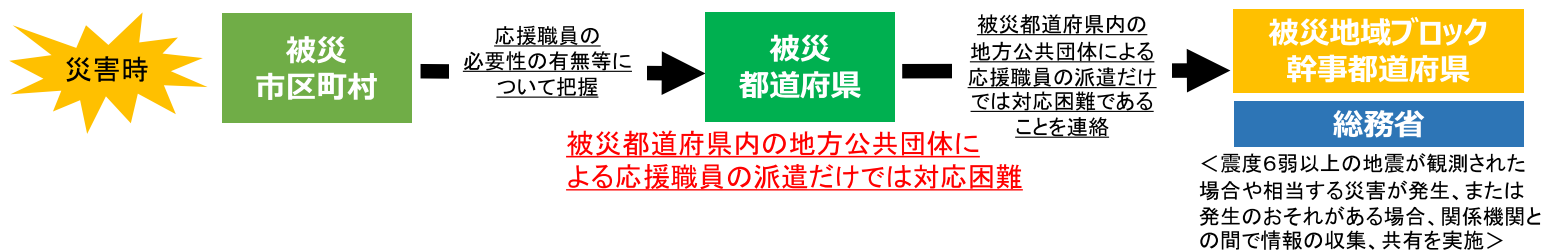
中部圏知事会 会長
愛知県知事 大 村 秀 章

近畿ブロック知事会 会長
大阪府知事 吉 村 洋 文

中国地方知事会 会長
山口県知事 村 岡 嗣 政

四国知事会 常任世話人
愛媛県知事 中 村 時 広

九州地方知事会 会長
大分県知事 広 瀬 勝 貞



応急対策職員派遣制度について (応援内容)

(出典：総務省ウェブサイト)

(1) 被災市区町村が行う災害マネジメントの支援 (「総括支援チーム」の派遣)



「総括支援チーム」

- 役割** 被災市区町村の長の指揮の下で、被災市区町村が行う災害マネジメントを総括的に支援
被災市区町村の長への助言、幹部職員との調整、被災市区町村の被害状況や応援職員のニーズ把握、被災都道府県をはじめとする関係機関及び総務省との連携など
 - 構成** 災害マネジメント総括支援員と災害マネジメント支援員など数名で構成するチーム
 - 災害マネジメント総括支援員：災害対応に関する知見を有し、地方公共団体における管理職等の経験などを有する者
 - 災害マネジメント支援員：避難所運営業務や罹災証明の交付業務などの災害対応業務に関する知見を有する者
- 総括支援チームの活動事例
- 対口支援に先立ち先遣隊として派遣される事例
 - 被災市区町村の被害状況の把握
 - 応援職員に依頼する業務及び必要人数の把握
 - 被災市区町村が行う災害マネジメントの支援を行う事例
 - 応援職員に関する受援体制の確保に関する助言
 - 災害対応についての首長への助言
 - 避難所運営、罹災証明書の交付など個別業務に関する助言 等
- 総括支援チームの構成イメージ
- 災害マネジメント総括支援員 (GADM) (1名)
 - 災害マネジメント支援員 など災害対応に知見のある者 (1~2名)
 - 連絡調整要員 (1~2名)

(2) 避難所の運営、罹災証明書の交付等の災害対応業務の支援 (「対口支援チーム」の派遣)

「対口支援チーム」

- 役割** 避難所の運営、罹災証明書の交付等の災害対応業務の支援
- 構成** 都道府県又は指定都市を、原則として1対1で被災市区町村に割り当て
 - 都道府県は管内市区町村と一体的に支援
 - 原則として、総括支援チームとセットで決定



